

成年後見サポートセンター

(法人後見)

さくらがわ

大切な財産のこと



福祉・介護サービス契約



生活の見守り



ご相談
ください



社会福祉法人 桜川市社会福祉協議会

住所 桜川市鋤田612 電話 0296-76-1357

サポートセンターはこんな役割を担います

利用・相談支援

成年後見制度・日常生活自立支援事業の利用や手続き等の相談、申立支援（申し立てに必要な書類や書き方の案内）のお手伝いをいたします。



広報・啓発活動

社協ＨＰや広報紙、パンフレット等にて、成年後見に関する情報を広く発信いたします。

受任調整支援

判断能力が十分でなく、適切な後見人等が得られない方のために、専門職からなる会議を開催し、後見等候補者の選出について調整を行います。

法人後見の受任

市内在住で適切な後見人等の候補者が不在であり、運営委員会において受任が適切と判断された場合に、桜川市社会福祉協議会が法人として後見業務を行います。（但し、家庭裁判所の審判の決定が必要です）



成年後見制度ってどんな制度？

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない方が「契約」を結んだり「財産管理」をすることが困難の場合本人に不利益が生じることのないよう家庭裁判所が本人の権利を守る援助者「成年後見人等」を選ぶことで本人を法律的に支援する制度です。

成年後見人等ができること

成年後見人等とは、成年後見人、保佐人、補助人の総称です。

成年後見人等は本人の意思を尊重し、次のようなことを行います。

- 1 福祉サービスの利用や施設への入所、年金や社会保険の手続きなど（身上保護）
- 2 金融機関の手続きや公共料金等の日常生活上の各種支援手続きなど（財産管理）

※ただし、日用品の購入、食事などの世話、病院への付き添い、身元保証人となること、医療行為の同意はできません

成年後見人制度と日常生活自立支援事業のちがい

	成年後見制度	日常生活自立支援事業
対象となる方	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等	
	事理を弁識する能力（判断能力）が不十分（補助）、著しく不十分（保佐）、欠く常況（後見）にある方 判断能力が十分な方（任意後見※）	判断能力が不十分な方で、自分ひとりで「福祉サービスの契約などの判断をすること」や、「預金の出し入れや公共料金の支払い、重要書類の保管を一人で行なうこと」などに不安がある方
支援内容	法定支援 ・財産管理などに伴う契約 ・身上保護（医療・介護サービス・施設入所契約）	生活支援 ・日常的な金銭の管理 ・福祉サービスの利用援助 
費用	・申立て費用は原則申立て人が負担 ・報酬費用については家庭裁判所が決定	1 時間 1,500 円／月 1 ヶ月の書類預かり料 500 円（金庫利用の場合） ※上記利用料の他に、利用者宅から金融機関等へ出向いた際に生じた生活支援員の交通費については、利用者に負担していただきます。

※任意後見制度とは？ 判断能力があるうちに、あらかじめ信頼できる代理人を定めて、公正証書により契約をしておく制度です。

下館公証役場 〒 308-0031 筑西市丙 360 スピカ 6 階 下館商工会議所内 Tel 0296-24-9460

法定後見の流れ

1 申立準備

- ・申立書などの書類作成
- ・必要書類の準備
- ・申立人や後見人等候補者を検討
- ・成年後見用の診断書の作成を医師に依頼

2 申 立

- ・申立人が本人の住所を管轄する家庭裁判所に申立て

3 調査・照会・鑑定

- ・家庭裁判所の調査官が申立人・本人等から状況を確認
- ※本人の判断能力について鑑定を行うことがあります。

4 審 理

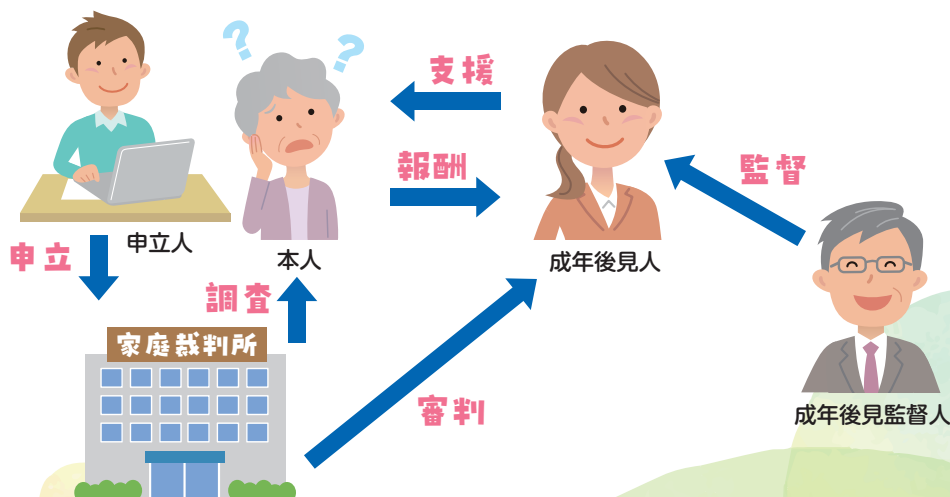
- ・後見等の必要性や後見人等の援助者を家庭裁判所が判断
- ※必要に応じて監督人を選任する場合があります。

5 審 判

- ・申立てた類型（後見・保佐・補助）の決定
- ・成年後見人等選任

6 審判確定

- ・東京法務局に登録の手続きがされる
- ・後見の開始後見人等が財産目録、年間収支予定表の提出



成年後見 Q & A

Q. 誰が申立てできるのか？

A. 申立人の資格は法律で決められています。本人または本人の四親等以内の親族（配偶者、子、孫、両親、兄弟姉妹、従兄弟、甥、姪など）が、申し立てを行うのが一般的です。申立人は必要書類を揃えて、家庭裁判所に申し立てを行います。申立て後の取り下げは、家庭裁判所の許可が必要となります。

Q. 成年後見にはどんな種類があるの？

A. 法定後見と任意後見があり、法定後見の類型には後見（判断能力が全くない方）・保佐（判断能力が著しく不十分な方）・補助（判断能力が不十分な方）があります。

Q. 本人の判断能力の程度は、誰が判断するの？

A. 家庭裁判所が医師の診断書で判断します。なお、家庭裁判所が必要と認めた場合には、医師の診断書とは別に、判断の力の程度を確認するための手続き（「鑑定」といいます）を行います。

Q. 費用はどれくらいかかるのか？

A. 収入印紙代 3,400 円（申立費用 800 円、後見登記手数料 2,600 円）郵便切手 4,000 円程度、診断書代 10,000 円程度、鑑定費用（必要がある場合）5 万円～ 10 万円程度 また、後見人等に対し家庭裁判所が決定した報酬も発生します。

Q. 途中で成年後見をやめることはできる？

A. 本人の判断能力が回復したと認められる場合でない限り、制度の利用を途中でやめることはできません。

Q. 後見人を指定することはできる？

A. 後見人等候補者の希望を記入することはできますが、様々な状況を考慮し最終的に家庭裁判所が決定します。家庭裁判所が選んだ成年後見人等が気に入らないという理由では、制度の利用をやめることはできません。また、誰を選任するかという家庭裁判所の判断について、不服申立てをすることはできません。

社会福祉法人桜川市社会福祉協議会 成年後見サポートセンター さくらがわ

〒 309-1223 桜川市楸田 612
岩瀬福祉センター内

TEL 0296-76-1357

受付時間 平日 8:30 ~ 17:00
土・日・祝日・年末年始休み

